

【資料】

投票立会人（期日前）の主な仕事

投票立会人は、投票が行われる際に、投票事務に参加すると共に、投票事務の執行が公正に行われるよう立ち会うことがその役目です。その担任する事務の主なものは次のとおりです。

1 投票手続きの全般について立ち会うこと。主なものは

- (1) 投票所の開閉に立ち会うこと。
- (2) 最初の選挙人が投票する前に投票所内にいる選挙人とともに投票箱に何も入っていないことの確認に立ち会うこと。
- (3) 投票箱の閉鎖に立ち会うこと。
- (4) その他投票手続きの全般について立ち会うこと。

2 意見を述べること。（法48第2、50第2・5、令41第1・3、63第1・2）

- (1) 次の場合に意見を述べること。なお、投票管理者は、投票立会人の意見は聞くが、それに拘束されることなく自らの判断によって決定することができます。投票立会人は、この投票管理者の決定について次の(2)の異議があるときは、意見を述べることができます。

ア 投票を拒否することについての意見を求められたとき。

イ 代理投票を拒否することについての意見を求められたとき。

ウ 代理投票補助者の選任についての意見を求められたとき。

- (2) 次の異議があるときは意見を述べることができます。

ア 選挙人が投票を拒否されたこと又は投票を拒否されないことについて異議があるとき。

イ 選挙人が代理投票を認められたことについて異議があるとき。

3 投票録に必ず署名（自署）すること。（法54）